

(平均年金月額)

平均年金月額^注 (老齢基礎年金分も含む。) をみると (表 29)、地共済が最も高く 23.2 万円、次いで国共済 21.7 万円、私学共済 21.6 万円、農林年金 17.9 万円、厚生年金 17.3 万円 (厚生年金基金代行分も含む。) の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、共済年金は厚生年金に比べて報酬比例部分の給付乗率がいわゆる職域部分に相当する分、高くなっていることに留意が必要である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者 (65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、13 年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ (報酬比例部分は従来どおり 60 歳支給開始) が始まっている。) を除くと、地共済 23.8 万円、国共済 22.9 万円、私学共済 22.2 万円、農林年金 18.5 万円、厚生年金の 17.4 万円 (厚生年金基金代行分も含む。) となる。

表 29 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 13 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	円
計	172,795	217,058	232,333	216,495	179,218	51,622
男性	200,469	223,053	244,933	241,545	195,386	58,013
女性	111,760	184,814	203,631	179,040	129,522	47,142
女 (男=100)	55.7	82.9	83.1	74.1	66.3	81.3
平均加入期間	月	月	月	月	月	月
計	367	416	410	368	358	292
男性	408	420	425	381	371	328
女性	277	397	377	349	319	266
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	円
計	174,470	229,440	237,784	222,264	185,175	57,814
						5.9万円

注 1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの

定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

注 2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.9 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、

さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.2 万円（表中「51,622 円」）である。

（女性の平均年金月額 —男女格差の小さい国共済、地共済—）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む。）をみると（表 29）、厚生年金は 11.2 万円であり男性（20.0 万円）の 55.7%の水準、農林年金は 13.0 万円であり男性（19.5 万円）の 66.3%の水準と、男性のほぼ 5～6 割の水準であるのに対し、国共済は 18.5 万円であり男性（22.3 万円）の 82.9%の水準、地共済は 20.4 万円であり男性（24.5 万円）の 83.1%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額の男女間格差が小さいためと考えられる。

（平均年金月額の推移）

平均年金月額の推移をみると（表 30）、13 年度は国民年金以外の被用者年金はいずれも減少で、対前年度増減率は、私学共済 2.2%減、厚生年金と農林年金が共に 1.7%減、国共済 1.2%減、地共済 1.1%減となっている。厚生年金、国共済、地共済、私学共済は、12 年度も減少しており、2 年連続の減少となった。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 13 年度は対前年度 1.4%の増、51,622 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では 8 年度以降、10 年度を除き、総じて減少を続けている。

表30 平均年金月額推移 —老齢・退年相当—

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	175,177	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	176,035	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	176,784	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	180,481	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	182,049	50,047
12	175,865	219,606	234,931	221,343	182,279	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	179,218	51,622
対前年度増減率(%)						
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.5	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	2.1	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	0.9	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.1	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	△ 1.7	1.4

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済に係る基礎年金額を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
平成	円	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671	168,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788	166,961
9	153,578	200,846	214,859	196,547	165,034
10	153,523	201,242	215,515	196,978	165,823
11	152,207	199,261	213,615	195,315	164,619
12	149,564	196,201	210,629	192,790	162,109
13	144,584	191,367	206,105	186,302	156,675
対前年度増減率(%)					
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.0
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.2
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2	0.5
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.7
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.5
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4	△ 3.4

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

平均年金月額の影響を与える加入期間の動向をみると（表 31）、各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は7年度以降でみて、7年度の241ヶ月から13年度は292ヶ月まで、年8～10ヶ月の増加となっている。この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済、農林年金でも、年3～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の特別支給の老齢・退職年金は、13年度分は定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること
- ・給付乗率の小さい年金が年々加わってくること
（給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年度に応じて徐々に小さくなるように定められている。）
- ・年金の物価スライドは、10、11年度がそれぞれ1.8%、0.6%引上げであったが、8、9年度、12、13年度は据え置きであったこと

表 3 1 平均加入期間の推移 — 老齢・退年相当 —

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金	
						新法基礎年金と旧法国民年金	月
平成	月	月	月	月	月		月
7	347	410	405	353	340		241
8	350	410	405	355	343		251
9	354	411	407	357	346		260
10	357	412	408	360	349		268
11	360	414	408	362	352		276
12	364	413	410	366	354		284
13	367	416	410	368	358		292
対前年度増減差							
8	3	0	0	2	3		10
9	4	1	2	2	3		9
10	3	1	1	3	3		8
11	3	2	0	2	3		8
12	4	△1	2	4	2		8
13	3	3	0	2	4		8

4 財政指標の現状及び推移

以上、財政収支上の各項目について現状と推移をみた。制度によって違いはあるものの多くの制度が保険料収入の減少、給付費の増加、収支残の縮小、被保険者数の減少、受給権者数の増加といった動きを示していた。

財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬月額総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立て状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。

(1) 財政指標の定義及び意味

○ 年金扶養比率

被保険者数の受給権者数（老齢・退年相当の受給権者数）に対する比である。1人の老齢・退職年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

一般に年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○ 総合費用率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出一国庫・公経済負担」を、標準報酬月額総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出一国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬月額総額}} \times 100$$